

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和3年4月2日（金）衆・法務委 階 猛 議員（立民）

想定2問 今回の略式命令を受けて、黒川氏に対する人事上の処分を改めて見直すべきでないか、法務大臣の所見を問う。

〔必要な調査を行った上で処分〕

○ 黒川氏の人事上の処分は、必要な調査を行った上で、事案の内容等の諸般の事情を総合的に考慮し、決定されたものと承知。

○ なお、黒川氏は既に辞職していることから、懲戒処分などの人事上の処分を改めて行うことはできないものと承知している。（注）

（注） 退職後に改めて懲戒処分を行うことはできないが、辞職後の再調査により、改めて懲戒処分「相当」との一定の判断が示された例として以下のものがある。

なお、いずれの事案も、調査未了の段階で辞職しており、調査が終了して人事上の処分を受けた後に辞職した黒川氏の例とは異なる。

○佐川元理財局長（国有地売却を巡る決裁文書改ざん事案）

平成30年3月9日 減給3月（20/100）及び辞職

平成30年6月4日 停職3月相当

※ 辞職時は調査途中であったが、その段階で判明した事実の範囲で減給処分とされた。

辞職後の調査の結果、佐川氏が「改ざんの方向性を決定づけた」と認定され、より重い停職3月「相当」とされた。

※ 辞職後、退職金の支給を留保した上、停職3月「相当」と判断した後、減給・停職分を減額した分の退職金を支給（自主返納の扱い）。

○福田元財務事務次官（テレビ朝日の女性社員に対するセクハラ事案）

平成30年4月24日 辞職

平成30年4月27日 減給6月（20/100）相当

※ 調査前に辞職後、調査結果を踏まえて減給6月「相当」とされた。

※ 辞職後、退職金の支給を留保した上、減給6月「相当」と判断した後、減給分を減額した分の退職金を支給（自主返納の扱い）。

（参考1）令和2年11月13日 衆議院法務委員会における階委員に対する答弁

○国務大臣（上川陽子君） 結果として、今のように、いろいろなプロセスを経ながら、黒川氏の処分については訓告が相当であるという結論に至ったものというふうに考えております。これは、必要な調査を行った上での処分というふうに考えているところでございます。

（参考2）令和2年6月11日 参議院予算委員会における小西委員に対する答弁

○小西洋之君 森大臣、黒川氏の事案についてもう一度再調査、処分の検討をする意思は、そしてその検討の中身を閣議請議する意思はございますか、あるいは内閣と相談する意思はございますか、總理と。

○国務大臣（森まさこ君） 黒川氏の処分については、その判断に当たって必要な調査を行ったものと考えておりますので、再調査の必要はないと考えております。

（参考）逐条国家公務員法（抜粋）

懲戒処分は、公務員関係における秩序を維持するため公務員関係からの排斥を限度として行う秩序罰であり、職員としての身分の保有を前提として行われる処分であるから、既に退職して職員としての身分がない者に対して懲戒処分を行うことはできない。

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線████████ 携帯████████】

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和3年4月2日(金) 衆・法務委 階 猛 議員(立民)

想定9問 黒川氏の起訴状を提供できないのはなぜか、黒川氏の刑事処分に関するより詳細な事実関係はいつどのようにして把握できるのか、法務大臣に問う。

[法務省から提供することは困難]

○ 御指摘は、起訴状を含む訴訟記録の公開についてのお尋ねであると思われるところ、一般論として申し上げれば

- ・ 刑事裁判が係属中に裁判所が保有する記録については、刑事訴訟法等の法令上、その閲覧が弁護人等のみに制限され、一般の閲覧はできることとされており
- ・ 刑事裁判が確定した後であれば、検察官が刑事確定訴訟記録法に基づき、一定の要件に従って閲覧を認めるものとされている

ところ。

(いざれにしても法務省から訴訟記録を提供することは困難であることを御理解いただきたい。なお、検察当局において公にしている内容については、国会議員の先生方からのお求めがあれば、法務当局から説明させていただいているものと承知。)

(参照条文)

○ 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)

第40条 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。

2 (略)

第49条 被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、これを閲覧することができる。被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる。

第53条 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。
但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。

2～4 (略)

○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律（平成12年法律第75号）

（被害者等による公判記録の閲覧及び謄写）

第3条 刑事被告事件の係属する裁判所は、第1回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において、当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。

2・3 (略)

○刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）

（保管記録の閲覧）

第4条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録（刑事訴訟法第53条第1項の訴訟記録に限る。次項において同じ。）を閲覧させなければならない。ただし、同条第1項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。

2～4 (略)

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官) 刑事局 作成
令和3年4月2日(金) 衆・法務委 階 猛 議員(立民)

想定8問 公表された黒川氏の公訴事実の概要よりも、令和3年3月31日の東京新聞が「起訴状によると」として報じられた内容が詳しいのはなぜか、検察によるリークがあったのではないか、法務大臣に問う。

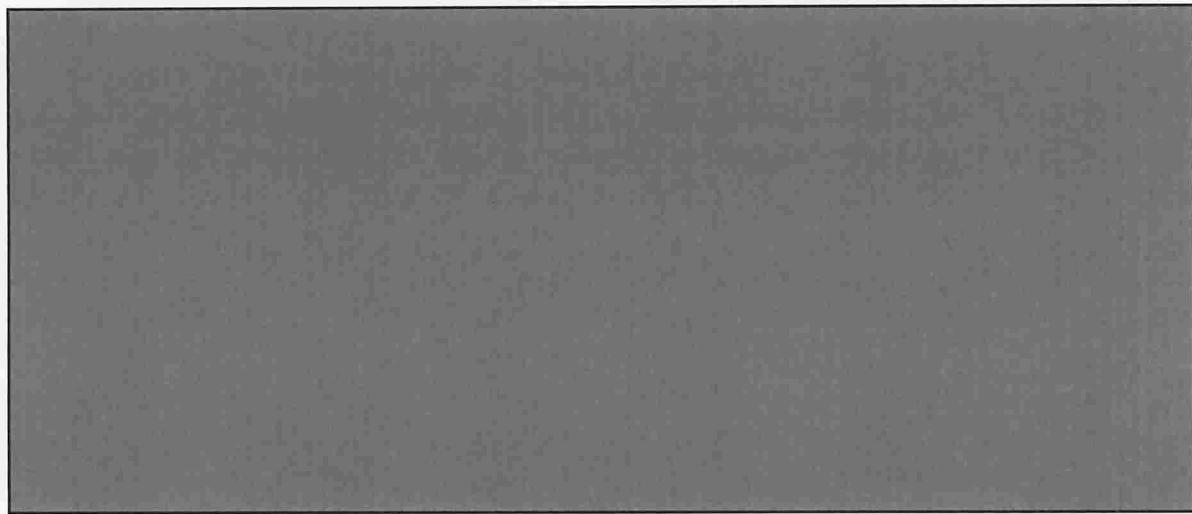
〔違いが生じている理由については分かりかねる〕

○ 報道機関各社は、独自の取材活動に基づいて得た様々な情報を、報道機関各社の判断において、記事にしているものと思われ、お尋ねの報道につき、当該報道機関において、いかなる取材・情報に基づいて当該報道を行っているかについては、承知していない。

○ 検察当局は、お尋ねの事件の公訴事実の概要を公表したものと承知しており、その検察当局が公表した事実と報道された内容との間に違いがあるとの御指摘であるが、いずれにしても、当該報道機関において、いかなる取材・情報に基づいて当該報道を行っているかについては、承知していない。

(参考1)

起訴状の公訴事実は、罪となるべき事実を特定して訴因を明示して記載しなければならないとされているところ、罪となるべき事実の特定に必要がない事実が、起訴状に記載されていることは基本的にはない。



(参照条文) 刑事訴訟法 (昭和23年法律131号)

(起訴状)

第256条

1, 2 (略)

3 公訴事実は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。

4～6 (略)

【責任者：刑事局刑事課 大原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和3年4月2日(金) 衆・法務委 階 猛 議員(立民)

想定10問 檢察当局による公表前に、黒川氏の処分報道が出て
いるのは、検察当局がいわゆるリークをしているのではないか
か、今回の一連の報道について、どうして検察によるリーク
によるものではないといえるのか、法務大臣に問う。

〔リークは捜査公判の遂行に重大な支障を生じかねない〕

- 捜査方針や捜査の過程で収集した情報、資料等捜査の内容に
関わる事柄が、仮にも外部に明らかになれば
 - ・ 関係者の名誉・プライバシーを損ない、今後の捜査・公判
への協力を得ることが困難になる
 - ・ 被疑者やその関係者による証拠隠滅工作を誘発する
など、捜査・公判の遂行に重大な支障を生じることになりかね
ず、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持につ
いて格別の配慮を払っているものと承知。

〔結語〕

- したがって、そのような弊害があるのに、検察当局が捜査内
容等を外部に漏らすことなどないものと考えている。

【責任者：刑事局刑事課 大原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官) 刑事局 作成
令和3年4月2日(金) 衆・法務委 階 猛 議員(立民)

想定16問 [REDACTED] では、検察当局は [REDACTED]
[REDACTED] 国家公務員法違反で検査・立件した
にもかかわらず、今回の一連の報道に関するリークについて
検査、調査をしないのは問題ではないか、法務大臣に問う。

[前提事実]

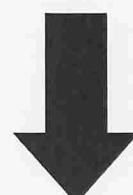
- 今回の(黒川氏の処分に関する)一連の報道に関しては、報道機関各社は、独自の取材活動に基づいて得た様々な情報を、報道機関各社の判断において、記事にしているものと思われ、報道機関において、いかなる取材・情報に基づいて当該報道を行っているかについては、承知していない。

[一概に比較してお答えすることは困難]

- (また、) 御指摘の事件([REDACTED])に関する国家公務員法違反での検査・立件に関しては、個別事件における法と証拠に基づく検察当局の判断であり、法務大臣としてお答えすることは差し控える。
- いずれにしても、お尋ねについては、個別の事案ごとの判断であり、一概に比較してお答えすることは困難であることを御理解いただきたい。

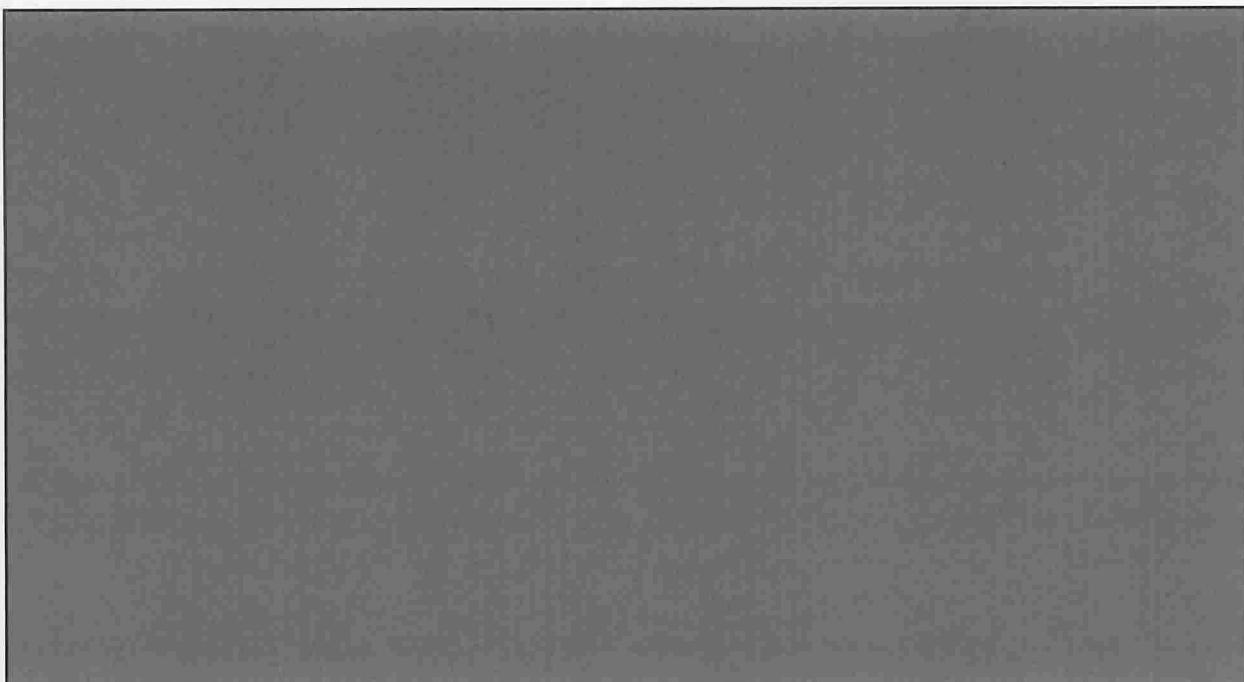
[検査に関する一般論]

- 飽くまで一般論として申し上げれば、検察当局においては、法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、刑事事件として取り上げるべきものがあれば適切に対処しているものと承知。



〔特定の報道経緯や根拠に関する調査の一般論〕

- 特定の報道の報道経緯や根拠について調査を行うことは、
 - ・ 報道機関の取材の自由等に対する影響があり得るのみならず、
 - ・ 検察当局の活動を不当に制約することとなりかねないこと
 - ・ 事件関係者等の行動の自由や防御活動に不当な影響をおぼしかねないこと
- などの問題があり一般的には相当でないものと考えている。



【責任者：刑事局刑事課 大原課長 内線████ 携帯████】